

# 住まいの補助金制度を

## ご紹介します

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。さらに、住宅を取得する方が、子育て世帯や親世帯・子世帯との同居近居、市外から転入される場合にも、それぞれ補助がありますので、ぜひ、砂川市の住まいの補助金制度をご活用ください。

### 住宅の新築・中古住宅を購入される方は

#### 「まちなか住まい等（住宅建設又は購入）補助金」

##### 【対象】

自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方

##### 【補助対象】

建物の建設費または購入費（土地代、外構工事の費用などは除く。消費税および地方消費税を除く）

##### 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

新築・建売住宅（建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限る）

利用企業	まちなか居住区域	補助率	上限額
地元企業	区域内	5%	120万円
	区域外	4%	100万円
市外企業	区域内	3%	70万円
	区域外	2%	50万円

※同一敷地内に建築確認申請が行われていない建物があった場合は、利用できません。また、10㎡を超える建物には建築確認申請が必要となります。



中古住宅を購入（建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る）

築年後	まちなか居住区域	補助率	上限額
10年超	区域内	5%	70万円
	区域外	4%	50万円
5年超10年以内	区域内	4%	70万円
	区域外	3%	50万円
1年超5年以内	区域内	3%	70万円
	区域外	2%	50万円

「まちなか居住区域」についてはお問い合わせください

#### 実際にいくらもらえるの？ ～補助金のモデルケース～

**2** 若年夫婦世帯（子どもなし）が親と同居するために、「まちなか居住区域」に築後12年で1,400万円の中古住宅を購入

- まちなか住まい等補助金 70万円
- 同居近居促進補助金 5万円
- 子育て支援補助金 10万円

**補助金合計 85万円！**

**3** 家族4人（子ども2人）が親と同居するために、築後45年で300万円の中古住宅を購入

- 同居近居促進補助金 20万円
- 子育て支援補助金 20万円

**補助金合計 40万円！**

いずれの場合も、市外からの移住世帯にはさらに20万円を補助します！

## 住宅を改修・リフォームされる方は

### 「高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金」（要事前申請）

#### 【対象】

介護認定を受けていない60歳以上の高齢者本人または同居する方

#### 【補助対象】

3万円以上の手すりの取り付け、段差解消、バリアフリーユニットバス設置などの改修工事（消費税および地方消費税を除く）

#### 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

- ・地元企業を利用 4/5（上限額 22万円）
- ・市外企業を利用 2/3（上限額 18万円）

※同一の住宅につき、1回限りの補助となります。

### 「永く住まいる（住宅改修）補助金」（要事前申請）

#### ▶一般リフォーム工事

#### 【対象】

自らが居住する住宅の改修工事を行う方

#### 【補助対象】

50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事（消費税および地方消費税を除く）

#### 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

- ・地元企業を利用 20%（上限額 40万円）
- ・市外企業を利用 10%（上限額 20万円）

#### ▶耐震改修工事

#### 【対象】

自らが居住する住宅の耐震改修工事を行う方

#### 【補助対象】

昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅で、50万円以上の耐震改修工事およびその付帯工事（消費税および地方消費税を除く）

#### 【補助額】

- ・地元企業を利用 20%（上限額 50万円）
- ・市外企業を利用 10%（上限額 30万円）

#### ▶擁壁改修工事

#### 【補助対象】

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上の擁壁改修工事（消費税および地方消費税を除く）

#### 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

- ・工事費用の30%（上限額 200万円）

※各改修工事は、同一の住宅につき、1回限りの補助となります。また、「一般リフォーム工事」と「耐震改修工事」との併用はできません。

### 「子育て支援補助金」

#### 【対象】

子育て世帯または若年夫婦世帯で、「永く住まいる（住宅改修）補助金」の対象となる方

【補助額】 10万円

## さらに対象の方に加算されます

### 「子育て支援補助金」

#### 【対象】

満18歳以下の子どもを扶養する世帯（以下、子育て世帯）または子どものいない満40歳以下の夫婦（以下、若年夫婦世帯）

#### 【補助額】

10万円（第2子以降1人につき10万円ずつ加算）

### 「同居近居促進補助金」

#### 【対象】

同居または近居（同一の小中学校区もしくは市内で直線2km以内）する子育て世帯・若年夫婦世帯とその親世帯

#### 【補助額】

- ・同居の場合  
新築住宅の建設または購入 30万円  
中古住宅の購入 20万円
- ・近居の場合  
新築住宅の建設または購入 10万円  
中古住宅の購入 5万円

### 「移住促進補助金」

【対象】 砂川市外から市内に転入された方

【補助額】 20万円

※いずれの補助金も、自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方（建築確認が行われた日が昭和56年5月31日以前の住宅も対象）で、住宅の不動産登記がされていることが条件です。

※住宅の建設費または購入費が、「子育て支援補助金」「同居近居促進補助金」「移住促進補助金」の補助額の合計を下回る場合は、その合計額となります。

**1** 家族5人（子ども3人）が親と同居するために、地元業者を利用して、市が指定する「まちなか居住区域」に2,500万円の住宅を建設

- まちなか住まいる等補助金 120万円
- 同居近居促進補助金 30万円
- 子育て支援補助金 30万円

**補助金合計 180万円！**

## 住宅を解体される方は

## 「老朽住宅除却費補助金」(要事前申請)

## 【対象】

自ら居住していた住宅の所有者（相続人を含む）

## 【補助対象】

50万円以上の解体工事（車庫、物置などの付属物の解体および家財の処分費用を含む。消費税および地方消費税を除く）

※賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象になりません。

## 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

建築年	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和39年以前に完成したもの	木造	50%	40万円	25%	20万円
	非木造		50万円		25万円
昭和49年以前に完成したもの	木造	40%	40万円	20%	20万円
	非木造		60万円		30万円
昭和56年5月31日以前に建築確認	木造	30%	40万円	15%	20万円
	非木造		60万円		30万円
昭和56年6月1日以降に建築確認	木造	20%	30万円	10%	15万円
	非木造		40万円		20万円

※自ら居住していた住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は上記表の1/2となります。

## 自宅を売却・賃貸される方は

## 「登録物件促進補助金」(要事前申請)

## 【対象】

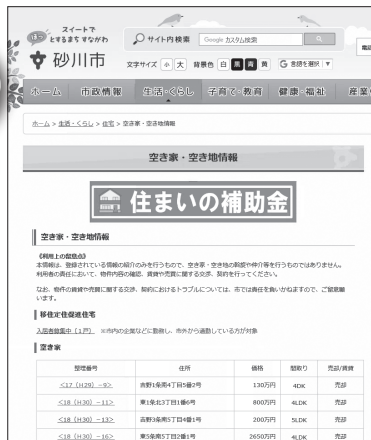
自らが居住していた住宅もしくは相続した住宅を「砂川市住み替え支援協議会」の「空き家・空き地情報」に登録し、その後、売買もしくは賃貸契約が成立した方

## 【補助額】

売買10万円、賃貸5万円

※住宅の不動産登記がされていることが条件です。

砂川市  
空き家・空き地情報  
で検索！



## 自宅に太陽光発電システムを設置したい方は

## 「住宅用太陽光発電システム導入費補助金」(要事前申請)

## 【対象】

自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方

## 【補助対象】

設置する際に未使用で、JIS規格またはJETの認証を取得しているものなど（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む。消費税および地方消費税を除く）

## 【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

- ・地元企業を利用 20%（上限額50万円）
- ・市外企業を利用 10%（上限額25万円）

いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。このほか、詳細な条件や必要書類、対象の有無などについて、事前にご相談ください。

圏建築指導係または住生活支援係Tel 54-2121

砂川市 住まいの補助金

検索

# 空き家は 早めの対処が鍵です！

売却や解体も視野に入れた総合的な判断を！



悩んだら、まずご相談ください！

【空き家相談窓口】住生活支援係⑭番窓口Tel 54-2121

管理が行き届かない空き家は、老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。現状を放置して事態が改善することはありません。将来を見据えてどうするかを考えて、早めに準備することが大切です。